

別表

食品衛生責任者養成講習会及び食品衛生責任者実務講習会

	食品衛生責任者養成講習会	食品衛生責任者実務講習会
実施機関	保健所又は県が指定する団体	
実施方法	資格取得希望者数に応じ、県又は県が指定する団体の計画により実施する。	県の計画により実施する。
受講対象者	食品衛生責任者になるための資格がなく、調理等の業務に従事する者	食品衛生責任者として許可営業施設で選任されている者等
講習内容及び時間	<p>「食品衛生責任者の取扱いについて」（令和2年1月17日付け薬生食監発 0117 第1号、厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長通知）のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食品衛生学 2.5 時間 ・ 食品衛生法 3 時間 ・ 公衆衛生学 0.5 時間 ・ 確認試験 <p style="text-align: right;">合計 6 時間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品衛生の動向 ・ 食品の衛生管理 ・ 危害の発生防止等 <p style="text-align: right;">合計 1 時間以上</p>
受講証明	食品衛生責任者養成講習会受講証書を交付する。	衛生管理に関する記録に受講年月日、講習名及び実施主体を記載する。
講師	保健所の食品衛生監視員又は食品衛生の専門的な知識を有し講師として人格ともに優れている者	
教材	県、保健所又は県が指定した団体が作成したもの等を使用する。なお、教材等必要な経費については、受講者が負担する。	